

福岡県公報

平成二十六年二月七日
第三千五百七十号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則(税務課)……………

正誤

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示(平成二十四年六月福岡県告示第千七百七十六号)中正誤
(林業振興課)……………

規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十六年二月七日

福岡県規則第二号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則
福岡県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県知事 小川 洋

正誤

24・6・29	発行年月日
3407 増刊①	番号報
告示	種類
1176	番号上
4	ページ
○	上欄
	下欄
2 後から	行
追加	備考
第二。条。第。一。項。中。「別。表。四。ま。で。」を「別。表。三。ま。で。」に改める。 別表一から別表四までを次のように改める。	正
別表一から別表四までを次のように改める。	誤